

平成 19 年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画

平成 18 年 6 月 30 日
国家公務員雇用調整本部決定

「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」(平成 18 年 6 月 30 日閣議決定) 5 (1) に基づき、国の行政機関の定員の純減を進めるに当たり、関係職員の雇用の確保を図りつつ純減を進めることの重要性にかんがみ、公務能率の維持・向上にも十分配慮しながら配置転換、採用抑制等の取組を行うことを旨として、平成 19 年度に関する実施計画を以下のとおり定める。

- 1 . 各配置転換対象部門における平成 19 年度以降の配置転換の対象となる職員の見込数
各配置転換対象部門における平成 19 年度以降の配置転換の対象となる職員の見込数は、別表 1 のとおりとする。
- 2 . 各府省における配置転換受入れ目標数
平成 19 年度の各府省における配置転換受入れ目標数は、別表 2 のとおりとする。
なお、配置転換受入れ目標数が設定されていない府省においても、配置転換に係る職員の受入れに努めるものとする。

(別表1)

各配置転換対象部門における平成19年度以降の配置転換の対象となる職員の見込数

配置転換対象部門	配置転換の対象となる職員の見込数
農林統計等関係	1,725人
食糧管理等関係	1,078人
北海道開発関係	105人
合計	2,908人

平成19年度の各府省における配置転換受入れ目標数

府省名	配置転換受入れ目標数
内閣の機関	-
内閣府	1人
宮内庁	-
公正取引委員会	3人
国家公安委員会	5人
防衛庁	69人
金融庁	1人
総務省	13人
法務省	194人
外務省	2人
財務省	198人
文部科学省	1人
厚生労働省	38人
農林水産省	57人
経済産業省	20人
国土交通省	123人
環境省	3人
合計	728人

(注) 各府省の目標数は、現時点での平成19年度以降の配置転換の対象となる職員の見込数(別表1の合計人数)を基に、現時点における19年度の各府省における採用見込数を踏まえて算出されたものである。

配置転換は、全体計画に基づき、その基本原則に沿って19年度から22年度までの取組として実施されるものであり、実績が目標数と一致しない場合もあり得る。